特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民健康保険の保険給付に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄居町は国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の保険給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選 定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を 期している。

評価実施機関名

寄居町長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務				
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の 証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム				
2. 特定個人情報ファイル名					

国保給付ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二 十七号(以下、番号法)) 第9条第1項、別表44項、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める

事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する	1	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表69、70 項					
C/A II TV/IKIKE	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第七十一条 2-イ, 3 -イ, 4, 5					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総務課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 町民課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和6年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] ては、それぞれ	重点項目評価書	3) 基礎項目	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	ド重点項目評価書 ド全項目評価書 ク対策の詳細が記載
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	トワークシスラ	テムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	上入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	2) 十分であ	上入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	2) 十分であ	上入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いのる	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	上入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワー	クシステムを通	じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分であ	上入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの技	接続	[]接続しない(入手	<u>=</u>) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	上入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г	十分である]	2) 十分であ	上入れている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		נ ז	し手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である 基本的には個人番号入力の作人での確認を行ったうえで個ノ		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 5よるが、例外的に個人番号を入力する際には、複数
判断の根拠) C C S / HE BIO 2 1 2/2 2/2 C III /	八田 うい血 ンけとけっ	
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[]外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	≧項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、事務に必要のない情にで不正に使用されるリスクへの対象ではあるリスクへの対象でした。 かんかい アンステムを通じて目的 マンステムを通じて不正い・滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		以り扱いに関する特記化	置に関する指針」に基づき、個人情報を含む業務委 ±様書」を作成するとともに、必要な届出の提出を求

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明